

三鷹市立学校施設 使用ガイドライン

令和2年9月25日施行

令和4年10月6日改正

三鷹市立学校施設の使用に際しては、当分の間、次に定める新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインをお守りくださいますようお願いいたします。

なお、多目的室等でスポーツを行う場合は、三鷹市立学校体育施設使用ガイドラインも併せて、お守りください。

1 使用人数制限（人数には、指導者や応援者等も含まれます。）

制限なし

※人数制限はありませんが、3密を避けてご使用いただくよう、十分にご注意ください。

2 使用者間の身体的距離の確保

使用者間の身体的距離（1メートル以上）を確保してください。

2 自宅での体温計測の実施

(1) 使用者は、使用日当日の体温を自宅で計測してください。

(2) 37.5℃以上の熱のある方は、ご使用いただけません。また、熱がなくても体調に少しでも不安のある方は、使用しないよう周知徹底してください。

3 マスクの着用

マスクを着用してください。ただし、熱中症予防、その他の事情等でマスクを着用しない場合は、会話を控え、他の人との距離を十分確保してください。

来校時及び帰宅時などは、他団体の使用者や学校関係者と接近する場合がありますので、マスクの着用にご協力をお願いします。

4 手洗い・手指消毒の励行

施設の使用前後に、各自、必ず、手を洗ってください。また、必要に応じて、使用者にて手指用消毒剤をご用意ください。

※手洗いを丁寧に行うことで、アルコール消毒液等を使用しなくても、十分にウイルスを除去することができます（厚生労働省、経済産業省ホームページより）。

5 清掃・消毒の実施

(1) 使用受付時に消毒セットを貸し出しますので、使用後に、机・椅子・ドアノブ・電気のスイッチなどの消毒を行ってください。

トイレを使用した場合は、トイレのドアノブ、洗面台の蛇口・電気のスイッチ、洋式便座の蓋及びカバーの消毒を行ってください。

※詳しくは、当日お渡しする「清掃・消毒チェックリスト」を確認してください。

(2) 清掃・消毒時に発生したごみは、必ず持ち帰って処分してください。

6 飲食の禁止

施設での飲食（茶道※を除く。）は、できません。ただし、水分補給は十分に行ってください。

※茶道を行う場合は、次の注意事項をお守りください。

第三中学校会議室（和室）を茶道で使用する場合

・食器等共有の禁止

茶道教室の場合は、濃茶・薄茶共に茶碗を替え各服点てとし、喫み回しを控えるなど、各流派が定める感染予防に留意した作法で行ってください。

・菓子の取扱い方法

菓子の盛付けは箸等を使用するなど、感染症対策を配慮してください。

・使用道具等の洗浄・消毒

使用した道具や食器等は、使用の都度、流水洗浄や消毒を行ってください。

7 換気の実施

できるだけ扉を開け、換気を十分に行ってください。

8 その他の感染拡大防止への協力

使用施設以外の学校施設への立ち入りはご遠慮ください。

その他、施設の掲示物や施設管理者の指示に従うとともに、感染拡大防止の取組にご協力くださいますようお願いいたします。

※このガイドラインをお守りいただけない場合は、ご使用をお断りすることがあります。

※このガイドラインは、今後の社会状況に応じて、随時内容を変更させていただきます。